

○第93回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成25年5月31日（金）14：00～17：35

議事概要：

（1）農薬（アセトクロール、フェノブカルブ、フルバリネート）の食品健康影響評価について

①アセトクロール

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②フェノブカルブ

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.013 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

* 殺虫剤で、稲、小麦等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

③フルバリネート

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

* 殺虫剤で、ばれいしょ、りんご等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、小麦、いんげんまめ等への適用拡大申請及び大麦、えんどう等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（メトコナゾール）の食品健康影響評価について

①メトコナゾール

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、麦類、みかんに使用します。今回、大麦、小麦等への適用拡大申請及びだいで、てんさい等へのインポートトレランス申請がされています。

（3）農薬（ヘプタクロル）の食品健康影響評価について

①ヘプタクロル

・審議の結果、耐容一日摂取量（T D I）を0. 0 0 0 1 2 m g / k g 体重 / 日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

（４）対象外物質（アザジラクチン）の食品健康影響評価について

①アザジラクチン

・継続審議となった。

* 農薬として使用される殺虫剤で、ポジティブリスト制度導入時に人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めた物質です。

（５）特定農薬（電解次亜塩素酸水）の食品健康影響評価について

①電解次亜塩素酸水

・継続審議となった。

* 主に殺菌剤として用いられ、特定農薬への指定が検討されています。

（６）農薬（エトキシスルフロ、プロメトリン）の食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

①エトキシスルフロ

・評価第二部会において調査審議することとなったことが報告された。

* 除草剤で、水稻に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②プロメトリン

・評価第一部会において調査審議することとなったことが報告された。

* 除草剤で、水稻、小麦等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。